

和歌山市駐車場配置適正化条例について

令和3年

和歌山市

都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課

1 制度の趣旨

(1) 和歌山市駐車場配置適正化条例の制度についてのあらまし

和歌山市では、中心市街地における誘導施設の立地を積極的に推進しているところ、これによる中心市街地への来街者の増加に伴い、駐車場の需要が増大し、自動車流入量の増加及び道路交通の混雑が生じることが懸念されています。

このことに対処し、もって安全・快適な歩行環境を創出するため、立地適正化計画に駐車場配置適正化区域を記載することとし、駐車場配置適正化区域における路外駐車場の配置の基準等必要な事項を定めます。

(2) 対象となる駐車場

- ア 駐車場配置適正化区域内であること
- イ 令和3年5月1日以降に整備に着手されること ※1
- ウ 駐車場法で規定される路外駐車場であること ※2

上記アからウの全てに該当する駐車場が本制度の対象となります。

- ※1 既に整備されている駐車場であっても、位置、規模及び出入口の位置を変更する場合は対象となります。
- ※2 路外駐車場 道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であつて一般公共の用に供されるものをいう。(駐車場法第2条第1項第2号)

一般公共の用に供されるもの	一般公共の用に供されないもの
コインパーキング 商業施設のお客様用駐車場	集合住宅の住人用駐車場 戸建住宅の駐車場 月極駐車場 契約駐車場 従業員用駐車場
その他不特定多数の者が使用する駐車場	その他不特定多数の者が使用しない駐車場

2 届出について

(1) 届出の対象となる駐車場（特定路外駐車場 ※1）

1－(2)で本制度の対象となる駐車場に該当し、駐車区画の面積が50㎡（4台程度）以上のものが届出の対象となり、設置又は変更着手する30日前までに届出なければなりません。

※1 都市再生特別措置法第62条の9第1項に規定される市町村の条例で定める規模以上の路外駐車場。

(2) 提出書類

新たに特定路外駐車場を整備する場合

- ア 特定路外駐車場設置届出書（別記様式第七の二）
- イ 縮尺10,000分の1以上の地形図又は位置図
- ウ 特定路外駐車場の区域及び出入口を表示した縮尺200分の1以上の平面図

既に届出をしている特定路外駐車場の位置、規模並びに自動車の出入口の位置を変更する場合

- ア 特定路外駐車場設置届出書（別記様式第七の三）
- イ 縮尺10,000分の1以上の地形図又は位置図
- ウ 特定路外駐車場の区域及び出入口を表示した縮尺200分の1以上の平面図

(3) 提出部数

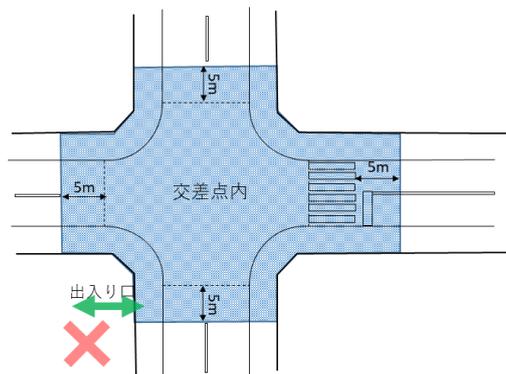
2部（正本1部、正本の写し1部）

3 路外駐車場配置等基準

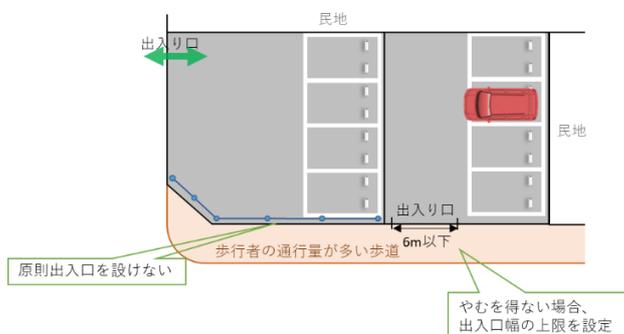
(1) 路外駐車場配置等基準の概要

1 - (2) で本制度の対象となる全ての駐車場は、次の基準を遵守するよう努めてください。

ア 車線の数が2以上である道路が交差する交差点内及び交差点の側端から5 m以内の位置に駐車場の出入口を設けないこと。また、横断歩道がある場合は、横断歩道内及び横断歩道の側端から5 m以内の位置にも駐車場の出入口を設けないこと。



イ 立地適正化計画で定める歩行者の通行量が多い歩道や将来的に通行量の増加が見込まれる歩道に面する部分に駐車場の出入口を設けないこと。(ただし、他に出入口を設けることができないときは、6 m以下で出入口を設けることができます。)



ウ 立地適正化計画で定める歩行者の通行量が多い歩道や将来的に通行量の増加が見込まれる歩道に面する部分に、後退して入庫または出庫する必要のある構造の出入口や、自動車の駐車区画に道路から直接出入りできる構造の駐車場を設けないこと。

